

## [新旧対照表]

改正後	改正前
<p><b>提案基準 1 4 社会福祉施設</b></p> <p>児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 1 0 項に規定する小規模保育事業若しくは同条第 1 2 項に規定する事業所内保育事業、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 条に規定する社会福祉事業又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 1 項に規定する更生保護事業の用に供する施設（以下「社会福祉施設」という。）で、次の各項のいずれにも該当するもの。</p> <p>1 市街化調整区域に立地させることがやむを得ないと認められる次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ、立地又は運用する必要がある場合。</p> <p>(2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合。</p> <p>(3) 当該施設が提供するサービスの特性から、例えば、予定建築物の敷地周辺の優れた自然環境が必要と認められる場合など、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要である場合。</p> <p style="text-align: center;"><b><u>ただし、前各号の規定に関わらず、当該施設の立地に関し、山形市における社会福祉施設の適正配置などの観点から、計画地の周辺地域において当該施設と同一の施設が存しないことなどにより、市長がその立地を図る必要があるとして積極的に推進している場合は、この限りでない。</u></b></p> <p>2 設置及び運営が国及び所管地方公共団体の定める基準に適合するものであり、かつ、山形市の福祉施策の観点から支障がないことについて</p>	<p><b>提案基準 1 4 社会福祉施設</b></p> <p>児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 1 0 項に規定する小規模保育事業若しくは同条第 1 2 項に規定する事業所内保育事業、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 条に規定する社会福祉事業又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 1 項に規定する更生保護事業の用に供する施設（以下「社会福祉施設」という。）で、次の各項のいずれにも該当するもの。</p> <p>1 市街化調整区域に立地させることがやむを得ないと認められる次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ、立地又は運用する必要がある場合。</p> <p>(2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合。</p> <p>(3) 当該施設が提供するサービスの特性から、例えば、予定建築物の敷地周辺の優れた自然環境が必要と認められる場合など、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要である場合。</p> <p>2 設置及び運営が国及び所管地方公共団体の定める基準に適合するものであり、かつ、山形市の福祉施策の観点から支障がないことについて</p>

<p>調整がとれたものであること。</p> <p>3 予定建築物の敷地面積が利用形態等からみて合理的なものであること。</p> <p>4 予定建築物の敷地が土砂災害警戒区域以外の区域にあること。</p> <p>5 予定建築物の敷地が洪水浸水想定区域以外の区域にあること。ただし、浸水対策に必要な対策を講じるなど、当該施設の立地を市長が認める場合はこの限りでない。</p> <p>6 予定建築物の敷地が融雪型火山泥流の被害想定区域以外の区域にあること。ただし、火山泥流対策に必要な対策を講じるなど、当該施設の立地を市長が認める場合はこの限りでない。</p>	<p>調整がとれたものであること。</p> <p>3 予定建築物の敷地面積が利用形態等からみて合理的なものであること。</p> <p>4 予定建築物の敷地が土砂災害警戒区域以外の区域にあること。</p> <p>5 予定建築物の敷地が洪水浸水想定区域以外の区域にあること。ただし、浸水対策に必要な対策を講じるなど、当該施設の立地を市長が認める場合はこの限りでない。</p> <p>6 予定建築物の敷地が融雪型火山泥流の被害想定区域以外の区域にあること。ただし、火山泥流対策に必要な対策を講じるなど、当該施設の立地を市長が認める場合はこの限りでない。</p>
---	---

改正理由

社会福祉施設については、施設からの移動が困難な方々を多く対象とすることから、予定建築物の敷地が、土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域等でないことを原則条件とするなど、他の施設等では規制していない基準が明記されているものであります。

そのため、自己業務用の既存建築物の移転であっても、今後は「提案基準14 社会福祉施設」の基準に基づき開発審査会に付議したいと考えておりますが、現行の提案基準では、例えば近隣に関係する医療施設等と社会福祉施設等が密接に連携し、相互が必要な関係になることが条件の一つとなっているところであります。

しかしながら、高齢者や障がい者に限らず、社会福祉施設の多くが医療機関との関係において、相互連携ではなく、一方的に依存する関係が多いため、現行の基準では社会福祉施設を立地することは困難な状況であります。そこで、山形市の

福祉計画等により、例えば障がい者の就労移行人数を増やす計画があり、そのために必要な施設の立地を図る場合については、新たに立地できる基準を追加し、山形市が必要とする社会福祉施設の立地を認めようと、規制緩和を行うものであります。